

第十九回 参議院厚生委員会會議録第四十七号

(七七三)

昭和二十九年五月二十七日(木曜日)午前十時四十分開会

委員の異動

五月二十六日委員湯山勇君辞任につき、その補欠として岡三郎君を議長に就任した。

出席者は左の通り。

理事 大谷 肇清君
委員 神原 亨君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
廣瀬 久忠君
岡 三郎君
藤原 道子君
有馬 英二君

政府委員

厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省社会局長 安田 巖君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
会専門員 小林 貞雄君
中小企業庁長官 官房金融課長

説明員

中小企業庁長官 官房金融課長 小林 貞雄君

○社会保障制度に関する調査の件

(生活保護法の実施状況に関する件)
(昨年の風水害被害地対策の実施状況に関する件)

○理事(大谷肇清君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

社会保障制度に関する調査の一環として、生活保護法の実施状況に関する件を議題といたします。御質疑を願います。

○神原亨君 最近生活保護法の経済に關しまして、もう三カ月も経ちますと非常な危機であるというふうな噂を私どもしばしば耳にするのでございますが、そういう点について実情をお話をお願いいたします。

○政府委員(安田巖君) 生活保護法の運営につきましては三カ月経つと危機が来るというふうなお話でございましたけれども、現在までのところでは二十九年度予算がまだたくさんございまして、三カ月や四カ月で足りなくなるといふようなことは全く予想されません。

それからいつも問題になります医療扶助の問題でございまして、これも新年度が始まりましたから、これをどういたしておりますので、別に医療機関のほうにそれは御迷惑をかけるというふうな報告は現在のところ受取っておりません。ただ、

昨年度もたびたびお話し上げたのでありますけれども、昨年の六月に医療扶助費の支払を従来都道府県及び市から直接医療機関に払つておりましたものを、社会保険診療報酬支払基金のほうを通じて払うことにいたしました結果、非常に支払が促進されましたわけでございますが、そのために過去に溜つておりましたものが予想外にたくさん出まして、それがし寄せをいたしまして、毎月々の支払の額が

非常に上つたわけでございます。例えて申しますと、二十八年の一月、二月、三月頃は大体十一億から十二億くらいのところでございますが、六月に至りまして十八億になったのが、そしてその後大体それが十六億くらいのところをずっと続けて参りまして、なにか下らない。十二月には十五億になつておりますけれども、十二月に至りますという少し支払が遅れたような事態も出て参りました。更に一月、二月の数字はここにありませんけれども、これは国立の療養所なり、病院なり或いは公立機関に故意に支払を遅らせたというふうなことがございまして、これが果してこの月平均の医療費として正しい数字であるかどうかというところがつかめないわけでございます。それで私も今懸念いたしております。それは、十六億くらいのもので毎月ずつと今後続くというふうになりますと、これは医療費が足らなくなりはしないだろうかということを心配いたしておりますのでありますけれども、併し最近の数字が今申しましたような事情で、必ずしも普通の平均のその月における診療費の支払額ということが言えないものでございまして、まだそのところの見通しがつかないというものが実情でございまして、いざいざいたしまして、もう暫くいたしまして、新年度の数字などが出て来まして、それと年度末の数字とを照合して大体の目算が立つのじやないか、こういうふうな考えでおります。

○神原亨君 社会保険の診療報酬の中で、例えば健康保険にいたしまして、その他の社会保険の支払いにいたしまして、大体九〇%以上を上廻つておるのであります。ところが生活保護法におきましては今お話になりましたような理由があるかも知れませんが、支払いにおきましては例えは一月におきましては支払率が八二・四%、累計いたして参りますという二月に

おきましては七八・一%、三月におきましては七六・九%というふうになつておるのであります。而もこれは契約によりまして、大体先月に治療いたしましたものがその翌月の末に支払わなければならないのに、今現に二カ月以上支払いが遅れておる。而も今後におきましてはその支払いが更に三カ月遅れるというふうな実情になつておるのであります。御承知のように生活保護法の医療費の中でその大部分は結核であります。その結核の治療は御承知のようにパスとか、ストレプトマイシンとか、その他非常に資材を多く要する医療が行われなければなりません。従いまして今のようにお約束より二カ月以上支払いが遅れるというふうになりますと、医療を担当の方面といたしましてはその間資金を立替えるというふうな実情になつておるのであります。殊にこの生活保護法の中で結核の治療といふものは、殆んど利潤の非常に少ないものでございまして、資金を立替えるという面におき

まして、末端では非常な苦痛を來たしておるというのが実情であります。更にそれが先ほど私が申し上げましたように、末端におきましては三カ月も経つと、そのときの支払がどうなるかわからんというふうなことが言われておる。現に私昨日中央支払基金に行つて調べて見たのであります。やはり三カ月後の見通しはつかないということを言つておるのであります。それが今局長のお話になりましたお話しとは少し食い違つておるようでありまして、その点は如何でございませうか。

○政府委員(安田巖君) この支払率というのがどういふことを意味するか、ちよつと私わからないのでありますけれども、請求が出來たので、それに對して幾ら支払つたというふうな率だといふことになりまして、恐らくは年度末はしばしば申しましたように赤字になりまして、二十九年度にその赤字補填の予算を組んだという実情でございまして、若干遅れることは事実でございまして、併しその際も国立の療養所、病院或いは公立の病院等を故意に遅らせましたので、そういうものを入れますと、或いは支払率が悪くなつておるかも知れません。併し四月以降において三カ月も遅れておるというふうなことは私はないと思つておりますけれども、なおよく調べて見たいと思つております。

なほ、三カ月経つたらもう支払う金がないのじやないかという御心配がございまして、私の申し上げた答弁では、

まだ御納得が行かないようなお話であつたのでありますが、予算は御承知のように年間に組んでございますので、そう三月で足りなくなるといふことは私もよく想像できないのであります。どういふふうなことを基金で申し立ておりますか、私どもも基金とよく打合せをして見たいと思ひます。

○榊原孝君 生活保護法のこの医療についてその経済の面がかなりでありますと同時に、一面におきましては結核の治療その他につきまして、監査を嚴重にするということが行われておるやうであります。この監査につきましては私も賛成であるのであります。が、この監査の基準と申しますものが一般の社会保険の診療の基準と、生活保護のほうの診療の基準が同じでなければならぬと思ひます。どういふのでありますか、さういふことでも思ひます。

○政府委員(安田巖君) 現在のところでは、私もさういふ医療内容につきましては、或いは医療の基準につきましては、大体同じだと思つております。それからこの監査をいたしますにつきましても、これは私のいふ／＼各方面の人に當つてみた感じでございます。けれども、私は健康保険における監査のほうは、生活保護法の医療扶助の監査のほうよりも少し緩いのではないかといふことを考へております。これは／＼査定率だとかさういふもの、或いは一件当りの点数なんかを見まして、はつきりわかつておることでもございまして、これは病気の性質とかといふことにいたしまして、従来とも医療扶助のほうはとにかく割合にかつております。それは大体国で払われるのだといふ感じがございします。

と、健康保険のほうはたび／＼支払いのピンチに陥つたことがございまして、さういつたことから監査もしばしば勵行して頂いたといふような関係もございまして、どうもやはり生活扶助のほうは私は現在でも緩いのではないかといふ感じが持て切れなかつたと思ひます。

○榊原孝君 その監査についてであります。私も、私どももいたしましてその監査を厳格にされるということについては賛成いたします。又事実においてほかの社会保険と監査の基準が緩やかであるといふことにつきましても、これは同等にすべきものだと思ひます。外ではございしますが、ただ実績の、例院させるにも退院するところがないのだ、そこを当局のほうでは、むしろちよつと、暫らく行くところがないのだから置いてくれといふような特別の場合もあるように私も聞いておるものであります。さういふ場合につきましては、実績に即した御考慮ということが要るのではないかと思ひます。が、それよりも私も一番恐れておりますのは、今生活保護法の医療の方面の財政の危機といふことが、今はないといふ局長のお話であります。若しもさうな場合がありましかば、このしわ寄せをその監査のほうにしわ寄せされるという言ひ換へますれば、医療の基準といふことのほうに私は大変なことではないか、さういふことを私も心配しております。さういふ思ふのであります。

それは、現実の面において支払いはやつてゐるのだといふお話でありますが、現実の面において、支払いは先月分の医療費が今月の末に支払われなければならないが、それは局長も認めておらうと思ひますが、その点は如何でございしますか。

○政府委員(安田巖君) 医療扶助の金が足りなくなりました場合には、これはやはり補正でも、予備費のほうより支出でもいたして、支払うべきものと思つております。そのしわ寄せを監査にしないといふことでもございします。その点は十分注意いたしたいと思ひます。その点は十分注意いたしたいと思ひます。その点は十分注意いたしたいと思ひます。

監査といふのはもう榊原先生御承知のこと、従来基金の調査をいたしまして、とてもそんなことでできるものではございせん。金に足りないから監査で少しこぎつて行くといふようなことは、従来の基金の調査をいたしまして、とてもそんなことでできるものではございせん。金に足りないから監査で少しこぎつて行くといふようなことは、従来の基金の調査をいたしまして、とてもそんなことでできるものではございせん。

それは、先月分が今月の末に払えるかどうかといふことなものでございしますが、これはやはり一月遅れに払いたいと思つておるのでもございしますが、その後いろいろ監査等をいたしますと、事務上の間違ひや、十分審査等が行届かないといふ事例がたゞ出で来たのであります。が、基金とよく打合せました結果、やはり健康保険が現在二カ月あつたになつておりました。それと見合ひしまして審査等を十分いたします。つきましては、翌月中に支払うといふことが若干無理であるといふことを発見いたしましたわけでもございします。さういふこともい

ろい考えをしまして、健康保険よりは遅れることはない。併し十五日くらい遅れるのは今のところ止むを得ないだらうといふような程度のものでございします。

○榊原孝君 私が申しますのは、先ほどからお話申し上げましたように、一般の健康保険その他の社会保険と同じ支払いの期日にして頂きたいといふことでもございします。ところが、局長は御存じないかも知れませんが、現実の面において、末端においては普通の健康保険より一カ月乃至一カ月半現在遅れております。更に支払いをいたします當局に聞いてみますといふと、更に今より一カ月くらい遅れるかも知れませんが、さういふことを現に言つておるのではありません。そこでそれでは困るといふことを言うのであります。少くとも現在におきましますところの社会保険と同じく払いの期間を置いて一つお支払いをお願いしたい。若しそれができませんならば、暫定処置をいたしまして、金融機関から医療担当者が金を借りるといふことができるやうな、それを担保にいたしまして金を借りることができるといふ措置を講じて頂きたいといふこと、今局長のお話をお聞きして、今局長のお話を聞くと、それはもうちやんと払つてゐるのだといふやうなお話であります。これはもう私も納得することができない。我々末端までちゃんと調べておるのでありますから、そこでこれはそれで局長は一般の社会保険と同じように来月からお支払い下さるというのをここで一つ御言明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) 年度末に遅れましたことは、私先ほどから申し上げておる通りであります。年度が始まりましてから私はそれほど遅れておると思つておりません。併し、これは先ほど申しましたようになおよく調べてお答えをいたしたいと思ひます。私が先ほど申しましたのは、健康保険よりも少し早くしたいといふことを私は考へておるのであります。併し今のお話で健康保険より絶対に遅れないかといふことでもございします。その点よく一つ調べて、私どもの堅持をいたしましては、健康保険よりは早くしたいといふことを念頭にいたしておるわけでもあります。

○榊原孝君 健康保険より早く支払いたいという御熱意はわかるのであります。が、現実の面において健康保険より一カ月以上遅れておるといふことが末端で現に行われておるのであります。今日といたしましては、来月から少くとも健康保険と同じように支払ができていふ措置を一つ講じて頂きたい。さういふことでも一つは、それが若し万一できませんならば、できない場合にはい／＼御事情があるのでもございまして、さういふ場合には支払いを司つておりますところの銀行に、その支払うところの要求額に應じた金融の面ができませんやうにお願いしたい。さういふことを私はお願いしておるわけなんです。さういふ措置ができるでございします。

○政府委員(安田巖君) 遅れないやうにするにつぎましては、私どものほうも努力いたします。なお、その点

○政府委員(安田巖君) 遅れないやうにするにつぎましては、私どものほうも努力いたします。なお、その点

につきましては調べてみたいと思つて
おります。

それから、金融の問題は、これは私
がここで金融を確かに斡旋できると申
しまして、これは私の立場から可能
な問題でもありませんから、その辺は
よく研究して頂きます。

○榊原孝 健康保険におきましては
現にそれができるのであります。健康
保険においては現にそれをやつてお
る。そこで生活保護法の医療費につ
きまして同じような措置を講ずるよう
に一つお願いしたい、こういうこと
であります。なお、この問題につ
きましては今日あらかじめ私は申し上げ
ておいたはずでございますので、局長が
今おわかりにならないければ、どなたか
この支払いの面はどうなつてい
るか……、局長だけが今おいでな
のです。

○政府委員(安田巖君) はあ。
○榊原孝 あらかじめこのことは私
は御通告申し上げているのであります
が、それでは次の機会に、至急お調
べ下さいまして、この委員会で御報告を
願いたいと思つております。

○理事(大谷盛潤君) 他に御質疑はご
ざいせんか。……では本件の質疑は
この程度にいたしまして御異議ござい
ませんか。

○理事(大谷盛潤君) 御異議ないと認
めます。

○理事(大谷盛潤君) 次に昨年の風水
害被害地対策の実施状況に関する件を
議題といたします。御質疑を願います。

○谷口三郎君 それでは私から先ず
昨年の風水害におきまして非常な水害

のために各医療機関は激しいところの
災害をこうむつたのでございます。そ
の際に参議院におきまして水害地緊
急対策特別委員会というのでござい
ました。そうして或いは診療所に或る程度
の融資をしようというふうな話が出ま
して政府にも申入れ、又政府もそれに
対して必ず融資をやるということと言
つておつたのですが、その状況につ
いて先ず一応伺ひてみたいと思いま
す。

○政府委員(曾田長宗君) 御承知のよ
うに、昨年の六、七月の大水害に際し
ましていろいろ被害を受けた病院
及び診療所の復旧というものに対し
て、特別の金融措置をとるということ
を目的とした特別措置法が八月の
十七日に制定になりました。ところが
それに引続きまして台風十三号がござ
いまして、又被害が加つて参りました
のであります。これも含めてこの同
じような措置を講ずるというふうな目
的の只今の特別措置法が一部改正にな
つた次第でございます。それはたしか
十一月の十六日に改正になつたと思
つておりますが、ところがどうい
うな事情にございまして、この六、七
月の台風の被害を受けた病院、診
療所関係、又この台風十三号とい
つたのも続いて開かれました臨時国会
においてこの一部改正の案が進められ
ているというふうな事情にございま
した。さうしてこの特別法が制定され
た。それに続いてすぐ改正になるという
ふうなことで、施行令の制定というよ
うなことがいろいろと遅れておりました
ので、とにかくそのような状況の下に
あつていろいろお困りの病院、診療所
の経営者の方々に何かの措置を講じな

ければならぬというふうなところか
ら、只今申上げました特別措置法が出
た後、併しまだ一部改正が行われませ
ず、又施行令等の制定もないという
うちに、これは昨年の十月の二十四日
でございますが、この中小金融公庫から
この災害に対して特別な融資が行われ
ました。いわゆる特別に病院、診療所
というものに限らず、一般の復旧のた
めの融資というのうちに含めて、そ
のうちの一部分として病院、診療所
においても至急この融資の申請の措置を
とられるのがよろうというふうなこ
とで、このことを関係の方々に、こ
ういふところにもよく連絡をして御便宜を
図るようというものを各関係の府県
知事に通牒を出したような次第であ
ります。それに続きまして十一月の二十
六日に、御承知と思いますが、たくさ
んに出ました災害復旧関係の特別措置
法、その一つであります公共土木施設
等に関する特別措置法の施行令が制定
されました、必ずしも只今問題にな
つております病院診療所の復旧に關する
特別措置法だけではない、他の同様な
特別法におきましても同じ措置がとら
れたのであります。今問題になつてお
ります特別措置法といつたにしても、今
申上げました公共土木施設等に関する
特別措置法、その施行令、これにいろ
いろ災害地の指定でありますとか、こ
ういふ細かい点については準拠する
というふうな方針に大体話が進んで参
りました。それで翌年の二月、本年の
二月十六日に只今御議論の対象にな
つております特別措置法の施行令を制定
いたしました。これによりますれば地域
の指定は先ほど申上げました通りに、公

共土木施設等に関する特別措置法の施
行令で、建設大臣が指定いたしました
その地域を準用する、又金融機関とい
つたしましては、国民金融公庫及び中小
企業金融公庫、それから貸付の対象と
いたしました土地建物、建物、又
は医療の用に供する器具、機械、若し
は医薬品の復旧に要する費用とい
ふに定められたわけでありまして、こ
れと同時に各関係の府県に通牒を發し
まして、こゝろより施行令が制定
になつたので、その運用に遺漏のない
ように、いろいろこの定められました
金融機関とよく連絡をとり、又この法
の対象になつております病院、診療所
の関係の方々によく御連絡をして必
要な措置をとられるように、又この地
域の指定等につきましても、建設大臣
が先に申上げました公共土木関係の施
行令に基いて地域を逐次指定される、
これが告示されますので、それに十分
注意をしてこの融資を必要とする人
々に十分御便宜を与え得るよう措置
されたといふことを、この通牒で申し
送つた次第でございます。それと同時
に大蔵省の銀行局長及び中小企業庁の
長官宛に御連絡申上げて、只今の
特別措置法の施行令が制定になつたの
で、それについて各関係の府県にこ
ういふような通牒を出しましたから、い
ろいろこの金融機関のほう、取扱ひの
金融機関に対してはそれら御指示を
願いたいといふことを連絡したわけ
であります。

存じておられようだといふようなこ
とで、非常に話がうまくなつたとい
つたのだが、どうしたかといふよう
な、何と申しますか報告と申します
か陳情と申しますか、こゝろより
ものを私どものほうにも受けましたの
で、どういふ事情かといふようなこと
で、いろいろ大蔵省のほう或いは中小
企業庁のほうにも御連絡申上げまし
て、いろいろ一つ然るべく計らおうと
いふようなお話を受けたのであります
が、念のためと思ひまして、私ども
のほうから中小企業金融公庫の總裁
にも中小企業庁長官にはこゝろより
申上げておつたんですが、念のためこ
ちらからも府県に流しました通牒の写
しを御覧に入れるという意味で差上げ
て、そして又これが十分円滑に運用さ
れますように御協力をお願いした次第
であります。その後この中小企業金融
公庫におかれましては非常によく事情
を御理解下さいまして、四月の二十日
付で各代理店に通知を出して下さい
まして、この病院、診療所の復旧に關する
特別措置法といふようなものの運用に
ついてはこゝろよりややつて欲しい
といふようなことを伝えて頂いたの
であります。私どものほうからもその御
連絡がございましたので、更に都道府
県のほうに中小企業金融公庫の代理店
のほうにはもう十分公庫のほうから意
思をお伝えになつておるから、一つ早
速手続をして手遅れにならないよう
にして欲しいといふことを最近申し送
つた次第でございます。

○谷口三郎君 只今のお話によりま
すといふと、十一月の二十四日付で
中小企業金融公庫などから或いは国民
金融公庫ですか、そゝろ方面から金

融公庫ですか、そゝろ方面から金

を出してもらえらるからいわゆる被害を受けた診療所、病院の者は早くその融資を受けるように、希望者は手続をしろということをお各府県にお出しなつたということですが、その総額はどのくらい厚生省に参りましたでしょうか。

○政府委員(曾田長宗君) この額は私どものほうには直接に参りませんので、府県で以て御執旋をされているというところで、府県のほうにも十分とまっておりますので、こちらにはそれを押えます資料がないのでございませうが、中小企業金融公庫のほうにお尋ねをして、どれくらいになつておりますかということをお聞きした結果はございませう。

○谷口弥三郎君 実は水害地緊急対策特別委員会におきましては、六、七月の台風のときです、まだ十三号台風がないときにおいても医療機関などには約五億六千万円ぐらいの融資をしてもらわねばなるまいという申入れをしましたし、又その後中小企業金融公庫の中に医療機関に対する融資もやはり五億ぐらいはなつておるといふような話を聞いておつたのでございませうが、私どもの地方からの陳情とか、いろいろの報告によりましていふと、医療機関は全体でそれ以上出しておるのに、実際はお世話を願つたのはその十分の一以下でなかつたかといふやうなくらいにしか融資を斡旋して頂いておらんからして、是非一十分、まあできるだけの金融の措置をとつて頂きたいといふやうな陳情がよくあるのでございませうが、若し厚生省のほうでおわかりがなかつたら大蔵省のほうがお見えになつておりますからして、どうぞ

一つその点を御説明願いたいと思ひます。

○説明員(小林貞雄君) 私ども中小企業庁の立場でございませうので、関係いたしてございませうのは中小企業金融公庫だけでございませう。その辺の事情を御説明申し上げたいと存じます。先ほど局長からお話がありましたように、両方の災害が起りました直後に、災害復旧の特別融資というやうな形で中小企業金融公庫から、両方合計いたしまして十八億五千万円の資金を災害地に振向けようではないか、これはお医者さんだけではございませうので、商工業全体、中小企業金融公庫の対象になりませう全部を考えたわけではございませう。そういうやうなことで金利も一般の割よりは、この場合には六分五厘というやうな安い金利で出さうというのでありまして、当初からそういう方針でやつて参りました。その一般のほうは今年の三月末で一応打切つたわけではございませう。枠がそういうふうな予想したのでございませうが、実績としては十二億三千七百万円ぐらいの融資があつたといふことではございませう。お医者さんの病院関係のものも当然この中から出しておるわけではございませう、全国で五千三百九十七万円の復旧資金が中小企業金融公庫から医療用として出ております。そういうふうな数字になつております。先ほど申上げましたように、病院、診療所につきましては特別の法律もありましたので、一般のものとは三ヶ月で打切つたのでございませうけれども、その辺の事情も考慮しましてこの病院診療所につきましては打切らないで引続きやるというやうなことで現在措置いたしております。全体十二億の中か

ら五千三百九十七万、これは多いか少いか、この辺は資金需要の問題とからんで来るわけではございませうが、私どもとしては公庫の資金としてはいろいろと、御承知のように代理貸という制度がございまして、公庫が直接資金を貸出す、窓口になつてやるという制度ではございませう、金融機関を通しまして金融機関の協力を得てやるという態勢になつておられますので、さういふ意味で金融ベースというものを大きく崩すというわけには行かないものでございませうから、この辺の数字で私どもは決して十分とは考えませんが、大体予想通り相当大きく出ているのじやないか。と申しますのは、一般の中小企業金融公庫融資の中でもお医者さんに相当出ておられます。一般の率から言いますと六、七割ぐらいの数字が病院、診療所に出ておられます。それらの数字から判断いたしまして、かなり病院、診療所の復旧に協力できておるのじやないか。なお今後とも政令の関係もありまして、協力態勢は整えて行きたいと考えております。

○谷口弥三郎君 只今のお話によりまして、中小企業金融公庫のほうに十八億ほどの金が来ておつたが、三月末に打切の場合には十二億三千七百万円、そうすればまだ五億六千万何百万の金が残つておる、又我々がこの水害地の緊急対策特別委員会が初めから申しましたときにも、五億六千万円ぐらいは診療所関係に出さう、又十一月の、先刻のお話の中小企業金融公庫のほうにほかのものと一緒に出す場合にも、五億ぐらいの金はやはり融資ができるというやうなお話を聞いておつたのが、只今のお話によりましていふと医療関

係のところでは五千三百九十七万といふのですから、丁度我々の考えておつた十分の一ということになりますので、併しまだ幸いに五億余りの金は残つておるのだからして、その大部分はそうすると申出れば医療金融公庫にでございませうといふことになりませうのでございませうか、その点をついでに……。

○説明員(小林貞雄君) 私ども従来考えておりました考え方といたしましては、別に何と言ひますか、一種の枠というやうな考え方はとりません、大体資金需要がある所へ金がおのずから流れて行くやうなことを考えておるわけ、その辺は実情に應じておるやうに、少し実際に代理店のほうから資金需要があるやうなことになるすれば、その辺の経緯を見て考えて行きたいといふやうに考えております。

○谷口弥三郎君 それでは特に医務局長にお願ひしておきたいと思ひますが、只今のようなお話の状況であるのでありますからして、医務局としては是非ともこの医療機関が復旧できんために、日本の医療行政に非常な障害を起しておるのでありますからして、この点を十分に考へて是非末端に御通知になると同時に、一方の金融公庫その他と御交渉頂いて、是非とも折角初め申込んだ、必要であればこそお願ひをしていられるのですからして、その必要額が手に入らんとするのでは困りますからして、是非、大いに馬力をかけて御努力を願ひたいと思ひます。

○榎原孝君 今医療機関に對しましては、まだ期間を打切らないというお話でございませうが、これはいつ頃までに打切るといふとあれですが、いつ頃

まで……、期限なしという意味でございませうか。そのところを打切期間には、まあ今お話によりまして大体御見当は……。

○説明員(小林貞雄君) これはなかなかいろいろの事情を考えなければならぬかと思ひます。災害に復旧でございまして、直接の復旧でございませうので、余り長く貸すというののもどろかと思ひます。災害に關係のないのが出て来ても、これはもう意味のないことではございませう。私ども三月で打切りましたのは十三号台風、あとのほうの十三号台風の復旧資金として出るのも大体三月末で終るだらうという判断で打切つたのであります。医者の病院、診療所のほうは、政令の關係で先ほど局長の御説明にありました通りに、二月に出たものでありますから、それらを考へて延ばしてみたいのであります、そういうまでもないわけにはいかんだらうと思つております。併し実情等を考へまして、今後はできるだけ協力して行きたいと思ひます。

○榎原孝君 このあとから医務局長のほうにもお尋ねしたいと思ひますのでありますが、これが末端の医療機関に、今の政令或いは施行令というものの内容がはつきり通達されておればいいのであります、が、実際においては通達されていない。甚だしい場合によりましていふと、大分県の日田の場合のごときは誰も知らない、或いは大分県の玖珠郡という所ですが、これが又誰も末端の者は知らん。それから或いは昨日も佐賀県のほうから話があつたのであります、が、佐賀県のほうでも全然知らん、或いは熊本県におきましても熊本市は知つてゐる、併し熊本の郡部は全然知

んでございますが、それは誠に十分まあ私どもと申しますか或いは県、保健所等を通じて貴局がございました

の場合には適正であるならば金を貸すということに努力をせい、別に饗応を受けないでも、中小企業のほかの犬

話ですが、ここまで私どもとしまして
も知事に申すわけにも行きかねると思
いますが、十分この関係の方々にか

二 前号に掲げる物と同種の覺
せい作用を有する物であつて政
令で指定するもの

る医師」の下に「又は覺せい剤研究者」を加える。

る医師」の下に「又は覚せい剤研究者」を加える。

第十九条第二号及び第四号中「診療に従事する医師」の下に「又は覚せい剤研究者」を加える。

第二十条第五項中「覚せい剤研究者は、」の下に「厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けた場合の外は、」を加え、「施用し」を「施用し、又は施用のため交付し」に改め、同条に次の一項を加える。

6 覚せい剤研究者が覚せい剤を施用のため交付する場合に、第四項の規定を準用する。

第二十二条を次のように改める。

(保管及び保管換)
第二十二條 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤をその製造所、病院若しくは診療所又は研究所内において保管しなければならない。

但し、覚せい剤製造業者は、覚せい剤を保管すべき営業所（以下「覚せい剤保管営業所」という。）を定めて、その旨を当該営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に届け出た場合には、その所有する覚せい剤を覚せい剤保管営業所において保管し、及びその製造所と覚せい剤保管営業所との間又は覚せい剤保管営業所相互の間において保管換することができる。

2 前項但書の覚せい剤保管営業所は、覚せい剤製造業者の営業所であつて、且つ、薬事法に規定する薬剤師が置かれてゐる営業所でないなければならない。

3 第一項の保管は、かぎをかけた堅固な場所において行わなければならない。

(廃棄)
第二十二條の二 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者又は覚せい剤研究者は、その所有する覚せい剤を廃棄しようとするときは、その製造所（覚せい剤保管営業所）において保管するものについてはその保管営業所、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の下に行わなければならない。

第二十三條中「その所在地」を「その製造所（覚せい剤保管営業所）において保管するものについてはその保管営業所」の所在地に改める。

第二十四條第一項及び第二項中「その製造所」の下に「（覚せい剤保管営業所）において保管するものについてはその保管営業所」を加える。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(遺失覚せい剤の帰属)
第二十六條の二 地方公共団体に属する警察の警察署長が遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の規定により保管する物件が覚せい剤である場合においては、当該覚せい剤の所有権は、同法第十五条（受取人のない物の帰属）の規定にかかわらず同庫に帰属する。この場合においては、当該警察署長は、当該覚せい剤をすみやかに同庫に引き渡さなければならない。

第二十八條第一項中「その製造所」を「その製造所若しくは覚せい剤保管営業所」に改め、同項第一号中「譲り受け、」の下に「保管換し、」を加え、同項第二号中「並びに製造所」を「並びに製造所若しくは覚せい剤保管営業所」に改める。

第三十條中「研究のため使用した」を「研究のため使用し、若しくは製造した」に改め、「品名及び数量」の下に「並びにその年の十一月三十日において管理し又は所有した覚せい剤の品名及び数量」を加える。

第三十二條第一項中「覚せい剤製造業者の製造所」の下に「若しくは覚せい剤保管営業所」を加える。

第三十三條第一項中「第二十四條第三項」を「第二十二條の二（廃棄）、第二十四條第三項」に改め、同条第二項中「第二十四條第三項」を「第二十二條の二若しくは第二十四條第三項」に改める。

第三十八條第一項第一号中「千円」を「二千円」に改める。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 第十八條（譲渡証及び譲受証）に規定する譲渡証又は譲受証の用紙を必要とする者は都道府県に、第二十一條第一項（製造した覚せい剤の証紙による封入）に規定する証紙を必要とする者は国庫に、それぞれ代価として、実費の範囲内において厚生省令で定める額を支払わなければならない。

第四十一條を次のように改める。

(刑罰)
第四十一條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條輸入の禁止の規定に違反した者

二 第十四條第一項（所持の禁止）の規定に違反した者

三 第十五條第一項（製造の禁止）の規定に違反した者

四 第十七條第一項から第三項まで（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定に違反した者

五 第十九條（使用の禁止）の規定に違反した者

前項の刑は、情状により併科することができ。

3 第一項第一号及び第三号から第五号までの未遂罪は、これを罰する。

4 営利の目的で又は常業として第一項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十一條の二 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第三項（製造の制限）の規定に違反した者

二 第二十條第一項から第三項まで（覚せい剤施用機関においての施用の制限又は第五項（覚せい剤研究者についての施用の制限）の規定に違反した者

前項の刑は、情状により併科することができ。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

4 営利の目的で又は常業として第一項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十一條の二 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第三項（製造の制限）の規定に違反した者

二 第二十條第一項から第三項まで（覚せい剤施用機関においての施用の制限又は第五項（覚せい剤研究者についての施用の制限）の規定に違反した者

前項の刑は、情状により併科することができ。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

4 営利の目的で又は常業として第一項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十一條の二 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第三項（製造の制限）の規定に違反した者

二 第二十條第一項から第三項まで（覚せい剤施用機関においての施用の制限又は第五項（覚せい剤研究者についての施用の制限）の規定に違反した者

前項の刑は、情状により併科することができ。

3 第一項の未遂罪は、これを罰する。

4 営利の目的で又は常業として第一項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十二條第一項中第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「（保管方法）」を「（保管及び保管換）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七 第二十二條の二（廃棄）の規定に違反した者

第四十五條中「第四十一條及び第四十二條」を「第四十一條、第四十一條の二及び第四十二條」に改め、同条但書を削る。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十八号中「覚せい剤施用機関の指定を行ひ、並びにその指定を取り消すこと。」を「覚せい剤施用機関の指定を行ひ、及びその指定を取り消し、並びに覚せい剤研究者が研究のため他人に對して覚せい剤を施用し、又は覚せい剤を製造することを許可すること。」に改める。

(厚生省関係法令の整理に関する法律の一部改正)
4 厚生省関係法令の整理に関する法律（昭和二十九年法律第...号）の一部を次のように改正する。

第十一條のうち第二十九條第一号及び第四号中「品名及び数量」

を「品名、数量及び保管場所」に改める。

五月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、生活保護法の入院五原則による退院基準撤廃等の請願（第二六七〇号）

一、医療関係審議会設置法制定に関する請願（第二六七五号）（第二六九一号）

一、医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願（第二六七六号）（第二六九二号）

一、医療関係審議会設置法制定に関する陳情（第六八七号）

一、医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案反対に関する陳情（第六八八号）

第二六七〇号 昭和二十九年五月二十一日受理

生活保護法の入院五原則による退院基準撤廃等の請願

請願者 神奈川県横須賀市野比

二、六七九国立療養所
久里浜病院内 市川昇

紹介議員 湯山 勇君

三月以降神奈川県下の各公立病院、療養所施設において、生活保護法医療扶助による入院患者を対象とする行政監察による「立入り検査」が行われ、大量の医療券、看護券の打切りが通告された。この「立入り検査」は、数時間の間に百数十名の患者のカルテとレントゲン写真とを見て決定するといふ、無造作なもので、主治医の診断及び意向は全く無視されたばかりか、そ

昭和二十九年六月十日印刷

の打切り者の中には、直接塗まつたの排菌患者が退院勧告の対象となつたり、安静度一度の重症患者が看護券を打切られるという始末で、入院療養者は限りない不安と混乱に陥り、病状に悪影響を与えているから、生活保護法の入院五原則による退院基準を撤廃するとともに、病床及びアフターケア施設の増設、看護券承認基準のわく拡大、医療審議会制度の撤廃等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二六七五号 昭和二十九年五月二十二日受理

医療関係審議会設置法制定に関する請願

請願者 三重県四日市市赤堀

二 加藤久外十六名
紹介議員 藤原 道子君

現在、参議院厚生委員会において審議中の医療関係審議会設置法案は、既に第十国会において医療分業が国民の医療内容の向上に必要欠くことのできないとの結論で成立した改正法律第二百四十四号に基き、当然成立されるべきものであるから、すみやかに同法案を審議可決せられたいとの請願。

第二六九一号 昭和二十九年五月二十二日受理

医療関係審議会設置法制定に関する請願

請願者 山形市旅籠町二五四

小鷹謙曹外十七名
紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第二六七五号と同じである。

第二六七六号 昭和二十九年五月二十二日受理

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部

昭和二十九年六月十一日発行

を改正する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 三重県四日市市赤堀

二 加藤久外十六名
紹介議員 藤原 道子君

今回議員立法として医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が国会に提出されたが、これは国民保健上ならびに経済的立場からみて悪結果を招くことは明らかであるから、本法案を否決せられたいとの請願。

第二六九二号 昭和二十九年五月二十二日受理

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 山形市旅籠町二五四

小鷹謙曹外十七名
紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第二六七六号と同じである。

第六八七号 昭和二十九年五月二十二日受理

医療関係審議会設置法制定に関する陳情（四通）

陳情者 岩手県盛岡市仁王薬園相

生町一三 佐々木孝乙外
四百四十名

現在、参議院厚生委員会において審議中の医療関係審議会設置法案は、既に第十国会において医療分業が国民の医療内容の向上に必要欠くことのできないとの結論で成立した改正法律第二百四十四号に基き、当然成立されるべきものであるから、すみやかに同法案を審議可決せられたいとの陳情。

第六八八号 昭和二十九年五月二十二日受理

医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案反対に関する陳情（二通）

陳情者 広島市京橋町九三 網本

今回議員立法として医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案が国会に提出されたが、これは国民保健上ならびに経済的立場からみて悪結果を招くことは明らかであるから、本法案を否決せられたいとの陳情。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局